

令和7年 3月18日

課名：契約管財課

電話：0942-65-7067

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

住所 福岡市早良区天神祖原21番2号

商号又は名称 株式会社佐電工 福岡支店

2 指名停止の期間

令和7年3月18日から令和7年9月17日まで(6か月間)

3 事実概要

(株)佐電工の使用人が、佐賀県多久市発注の庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項である指名業者名を多久市職員から事前に入手したとして、令和7年2月18日に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。

4 指名停止の理由

上記の事実は、筑後市指名停止等措置要綱別表2第9項(競売入札妨害又は談合)に該当するため。

【指名停止等措置要綱 別表2】

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月まで